

公契約条例に係る関係者協議（第3回）の概要（要旨）

一般社団法人 北海道ビルメンテナンス協会

1 日 時 平成 25 年 7 月 29 日（月）13:15～14:50

2 場 所 札幌市役所 18 階 第三常任委員会会議室

3 出席者（構成員）

- (1) 札幌市 … 野崎 担当局長、木村 部長、平木 課長他
- (2) 警備業協会 … 堂前 副会長、堤 副会長、佐藤 専務理事
- (3) ビルメン協会 … 逸見 副会長、岡田 副会長、及川 常務理事
- (4) 札幌商工会議所 … 白髪 政策委員会副委員長、高田 常務理事

4 意見交換要旨

【札幌市】

- ① この協議機関は昨年2回開催されただけで、条例案は一定、二定で継続審議となっており、市としては条例案を一旦取り下げ、一部を修正してできるだけ早い時期に再提案したいと考えている。この修正案に対して意見を聞かせていただきたい。
- ② 主な修正案として、
 - ア 基本理念に「企業の健全な経営環境への配慮や適正な労働環境への配慮、地域経済の活性化」などの視点を盛り込む。
 - イ 対象業務範囲の一千万円以上を止め、清掃・警備・設備の全業務を対象とする。
 - ウ 罰則規定の適用を一定期間猶予する。
 - エ 条例制定後、一定期間後に必要な見直しを行う。 など

【ビルメン協会等】

- ① 対象業務を拡大しても、清掃業務では、対象となる者が 360 人から 500 人程度になるだけで、札幌市内で働く 16,000 人の 3%程度で、札幌市と民間との格差は殆ど変わらず、同一労働同一賃金の原則の破壊となり、労使紛争、さらには労・労間での紛争が想定され、ストなどの労働争議が起これば、他の民間の契約も即解約されるなど、経営者にとっては死活問題であることから、修正案には、到底賛成できない。
- ② 条例が施行されると、例えば工事については、賃金の下限額が適用されるのは、その工事の期間中だけであり、工事終了後は元の賃金に戻ることであり、年間で賃金が上下する。また、WTO対象業務も条例の対象とする法的根拠があるのか疑問である。さらには、複数年契約(3 年)において、契約金額は3年間見直されないが、下限額は毎年見直されることから、そこに矛盾が生じることになるなど、問題が多く納得できない。

③ そもそも論として、対象業種の選定に納得しておらず、一旦取り下げるのであれば、市の委託業務の全職種（保育士、ゴミの収集清掃員、学童保育の指導員等）の賃金や雇用条件等の実態調査を行い、その結果を踏まえて、どの業種のどの雇用条件を改善する必要があるのか、また、条例を制定する必要性などについて、白紙から議論・協議すべきではないか。その検討には、全面的に協力をする。

④ この修正案は、条例ありきの考え方であり、何故、警備や清掃を対象職種にしたのか理解しがたい。

最近、労務単価も上昇し賃金も上がっているのに、その実態を調査して示してほしい。

⑤ 市は、条例の再提案をいつ行おうとしているのか

【札幌市】

① 対象職種は、国土交通省などで労務単価が示されており、賃金が明確になっている職種を選定した。

② 条例の再提案は、できるだけ早くしたいと考えているので、早ければ9月の三定又は12月の四定ころかと考えている。

【ビルメン協会等】

- ・ 特定の業界（業種）にスポットをあてる条例案であるので、業界が納得できるような数字的裏付けをもった資料を示していただけなければ、到底、理解も納得もできるものではないので、市はその点を踏まえて検討していただきたい。